

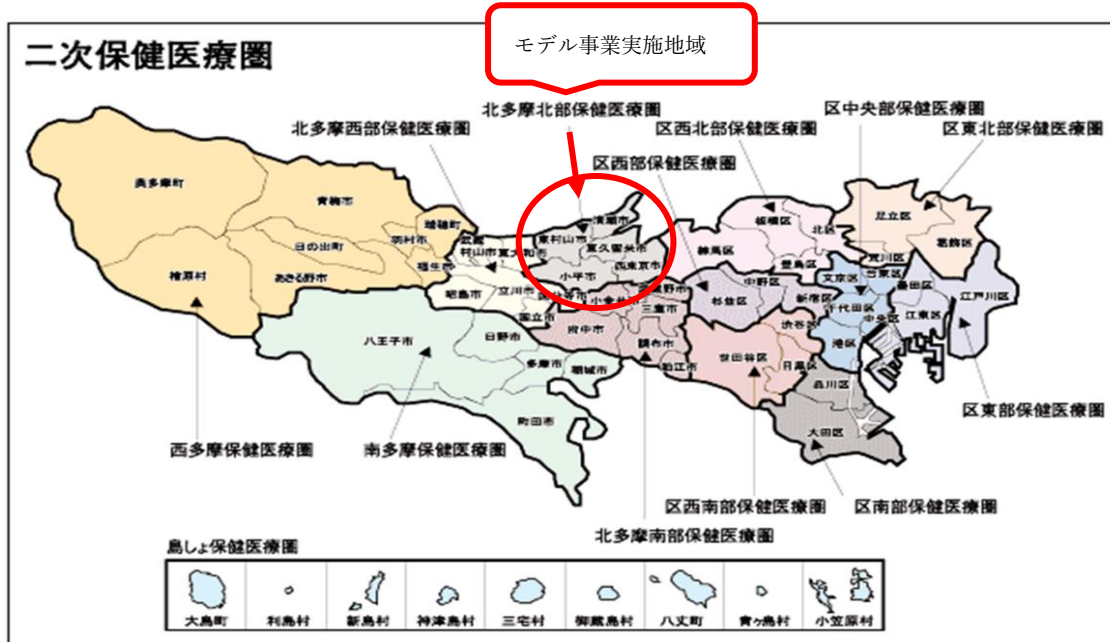
1 モデル事業の目的

身近な地域において、医療的ケア児の訪問看護に関心のある看護職に対する訪問看護ステーションでの同行訪問等の実践的な研修や状況に即した指導及び助言が受けられる仕組み等を整備することにより、医療的ケア児の訪問看護に新たに取り組む事業所の参入を促し、医療的ケア児に対応する訪問看護ステーションの拡大を図る。

2 実施地域

北多摩北部二次保健医療圏で実施。

図2 モデル事業実施地域



3 実施方法と実施期間

東京都が、医療的ケア児に対する訪問看護実績のある訪問看護ステーションに委託し、平成 30 年度から実施。

4 実施内容

(1) 東京都の取組

ア 医療的ケア児訪問看護推進ステーションの指定

モデル事業の実施地域内で、医療的ケア児への訪問看護を現に行い、新規参入する事業所への支援業務を行なえる事業所を「医療的ケア児訪問看護推進ステーション」（以下「推進ステーション」という。）として指定する。

イ 推進ステーションへの委託及び調整等

指定した推進ステーションに、以下（2）に示す取組を委託する。なお、委託事業を円滑に実施するため、推進ステーションと適時、必要な調整を図る。

- ウ 同行訪問等に取り組みやすい環境づくり
同行訪問等に参加する事業所に対して研修参加支援費を支給する。
- エ 実施結果集約、まとめ

(2) 推進ステーションの取組

モデル事業の実施地域において、医療的ケア児の訪問看護に新たに取り組む事業所の参入を促すため、次の取組を実施する。

- ア 業務連絡会の開催
経営上のノウハウ、悩みなど情報交換を通じて相談支援や連携を促進する。
- イ 事業所運営相談
地域の訪問看護ステーションからの事業運営等に関する相談に対して、助言及び情報提供を行なう。
- ウ 同行訪問を主とした実践的な現場体験研修
推進ステーションが現に担当している医療的ケア児の自宅に、医療的ケア児への対応未実施等の事業所を同行訪問させ、訪問看護の実際を研修する。
- エ 新規参入事業者の掘り起こし
訪問看護ステーション管理者のネットワーク等を活用し、情報交換、情報収集を通じた新規参入事業者の掘り起こしを行う。
- オ ホームページによる普及啓発
本事業の成果をホームページ等の媒体を使用し、地域に向けた情報発信、普及啓発を行い、医療的ケア児の訪問看護に取り組む事業所の拡大を図る。
上記の取組を行うため、推進ステーションの指導者として訪問看護認定看護師若しくは地域看護専門看護師又はそれらに準ずる者を活用する。

5 対象者

推進ステーションが存在する二次保健医療圏を基本とするモデルエリア内の訪問看護ステーションの職員等。

(参考) 本事業で使用している用語について

本事業所において、以下の用語は「定義」に示す意味で使用します。

用語	定義
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児
訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護
訪問看護ステーション	介護保険法第41条第1項本文の指定を受けた者が、訪問看護を行う事業所（介護保険法第71条に規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。）をいう。
訪問看護認定看護師	公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）が日本看護協会認定看護師規程により訪問看護の分野について認定した看護師
地域看護専門看護師	日本看護協会が日本看護協会専門看護師規程により地域看護の分野について認定した看護師
推進ステーション	地域において訪問看護師の確保、育成、定着に関する事業を実施する、東京都知事の指定を受けた訪問看護ステーションをいう。